

香美市立保育所条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年6月26日

香美市長 依光晃一郎

香美市条例第27号

香美市立保育所条例の一部を改正する条例

香美市立保育所条例(平成27年香美市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「行う事業」の次に「であって、子ども・子育て支援法第54条の2第1項の確認を受けて行うもの」を加え、同条第4項中「子ども・子育て支援法第30条の20第3項の内閣総理大臣が定める基準により算定した1時間当たりの費用の額に300円を加算した額(その額が現に乳児等通園支援に要した1時間当たりの費用の額を超えるときは、当該現に乳児等通園支援に要した1時間当たりの費用の額)に、乳児等通園支援を利用した時間を乗じた額」を「次に掲げる額を合算した額」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 子ども・子育て支援法第30条の20第3項の内閣総理大臣が定める基準により算定した1時間当たりの費用の額に乳児等通園支援事業を利用した時間を乗じた額

(2) 提供する乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価として、300円に乳児等通園支援事業を利用

した時間を乗じた額

第12条第5項中「その他規則」を「その他の規則」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。